

第八十七條中「虚偽ノ答辯ヲ爲シタル者」ノ下ニ「證據發給付陪當者ニシテ證據發給付ヲ拒ミタル者」ヲ加フ
 本案は時間の關係上討論半ばにして閉會翌日更に審議を續行し結局電線工組合田邊氏の百八十日の療養給付期間中留置
 することを得ずの一項を挿入すべしの修正意見を容れ
 △會計審査委員會報告
 審議の結果異狀なしの報告を 満場一致承認
 大會第二日閉會午後五時五十一分

委員長 押 谷 平 七

第三日

三、資本家地位の適當合理化運動反對に關する件

中央委員會 大阪聯合會提出 説明 土 井 直 作

本大會は現在資本家階級に依つて強行せられつゝある産業合理化が眞の合理化に非らずして結局労働階級を犠牲に供す
 る、彼等の巧妙なる排撃手段なる事を認め、その欺瞞的合理化運動に對し、絶對的反対の意志を表示し、之れが排撃を
 期するものである。

理 由

- 一、産業の合理化は勞資關係の合理化に出發する事を要する
- 二、勞資關係の合理化は、資本獨裁的支配に依つては行れ得ない、故に我等は産業の民主化を要求する
- 三、産業民主化の爲めには強力にして健全なる労働組合の發達とそれを公認して團體協約の實行せらるゝ事を不可欠的
 條件とする

惟ふに、國家的並に社會的に何等の秩序と統制の行れ得ない資本主義的營利本位の企業とその生産程甚だしき不合理と
 浪費を伴ふものはない。
 我等は此の事實に鑑みその根幹に一大斧鉞を加へ、以て産業の社會化即ち眞の合理化を期せんとするものである

可決

二四、失業手当管理組合設立に關する件

關東労働同盟會提出 説明 福 岡 金 次 郎

要 綱

- 失業中の生活を出來得る限り保證する目的を以て設立せんとするもので、左の如き骨子を有するものである。
- 一、組合員が解雇せられたる場合、その解雇手當の全額、又は一部の委託を受け之を管理する（但委託は任意の事）
- 二、管理する委託金は、就業中の月収より二三割低き金額を、毎月委託組合員に拂戻す
- 三、この管理組合に對しては政府に補助金を要求する
- 四、以上の方法に依り、解雇手當をして、出來得る限り長期の生活保證に役立たしめんとする主旨である

實 行 方 法

本大會は、右の趣旨要綱に基く細目の起草を特別委員會に一任し、中央委員會の承認を経てその實現を期することを命
 ずる

【特別委員】 森田清一郎 八谷幸太郎 池澤次 井堀繁雄 福岡金次郎 可決

二五、解雇手當共同管理國家の件

中央合同労働組合提出 説明 徳 永 正 報

理 由

不況の深刻化に伴ひ、解雇手當の積立金迄も費消し終るが如き會社工場も現はれつゝあるに鑑み本案を提出する
 實 行 方 法

- 一、解雇手當に關する積立金は資本金と同數の労働者の代表を加へたる役員會を以て管理する様様運動を起す事
 可決
- 二、各組合支部は、その實現に努力する事

中央委員會 運輸労働組合 大阪聯合會 神奈川聯合會提出